

---

平成30年9月(第6回)  
肝付町農業委員会定例総会

---

1. 日 時 平成30年9月25日(火曜日) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口	利邦
委員	2番	内倉	孝子
委員	3番	富永	浩二
委員	4番	白田	利秋
委員	5番	中嶋	睦巳
委員	6番	中村	重治
委員	7番	上岡	ヒトミ
委員	8番	永野	易美
委員	9番	大窪	輝則
委員	10番	藤井	勇次
委員	11番	福田	智浩
委員	12番	中西	政治
委員	13番	冷水	正行
委員	14番	吉永	良行
委員	15番	福園	幸雄
会長	16番	鶴岡	和喜

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員 11番 福田 智浩 12番 中西 政治

6. 議 題 議案第20号 農地法第3条許可申請の件について  
議案第21号 農地法第5条許可申請の件について  
議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について  
2 あっせん委員の選任について  
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

## 第 6 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成 30 年度肝付町農業委員会第 6 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 16 名です。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第 15 条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議 長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11 番の福田智浩委員と 12 番の中西正治委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第 20 号から議案第 22 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 20 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 20 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第 3 許可申請は 5 件であり、全て所有権移転で、贈与が 1 件、売買が 4 件となっています。</p> <p>贈与の 1 件は、田が 1 筆で 1,395 平方メートル、売買の 4 件は、田が 2 筆 3,651 平方メートル、畑が 3 筆 5,195 平方メートルであります。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が、新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆 1,906 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇男氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が 1 筆 1,130 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆 1,395 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が 1 筆 1,745 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆で、畑が 2 筆 4,065 平方メートルです。</p> <p>以上、5 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>

議 長	只今、事務局より説明がありましたが、1番から5番まであります。お目通し下さい。
議 長	それでは、所有権移転の5番の件について審議します。異議意見等ありませんか。
	【なしとの声あり。】
議 長	なしとのことですが、よろしいでしょうか。 はい、富永委員。
富永委員	3番、富永です。申請番号1番の〇〇市の〇〇〇〇さんについては売買ですが、耕作距離としては難しいと思うのですが、どうですか。
議 長	事務局に説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。この件につきましては、今意見がありましたが、他の町にも通作距離の関係で話を聞いてみましたが、〇〇市でも〇〇市からの通作を認めているのがあるということと、〇〇市からは距離はあるのですが、1時間ぐらいで来られるようになってきたことと、また、実家も高山地区で、今までお父さんが使用していた農機具もそろっており、特に問題はないのではないかとということで申請書を受付たところでございます。以上です。
富永委員	実際に1か月に1回ぐらい帰ってきて耕作ができるのか、そのところは少し疑問な点もあるかと思えますけれども。何歳ぐらいの方ですか。
議 長	資料にありますように、57歳です。
富永委員	57歳ですね。
議 長	富永委員もご存じの〇〇の〇〇さんの息子さんになりますね。
富永委員	あっそうですか、事務局からも荒らさないようにしていただくよう話をして頂きながら進めてくださればよろしいかと思えます。
事務局	はい、許可が出ましたら許可書を受け取りに来られますので、話をしたいと思えます。
議 長	そういうことでよろしいでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは、異議なしということですので、議案第20号農地法第3条許可申請の件、1番から5番までの件は、提案どおり全て許可することに決定しました。2ページをお開きください。議案第21号農地法第5条許可申請の件「5-30-15」について、事務局の説明を求めます。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-30-15」について、ご説明いたします。 譲受人が、肝付町宮下〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町富山〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。 申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、田が2筆計505平方メートルとなっています。 転用目的が資材置場であり、事由が牛の頭数拡大に伴い、既存の資材置場では不足するため、隣接地を取得し、作業の効率化を図りたいということで申請が出ております。農地の区分が、第1種農地の農業用施設等に該当します。 場所につきましては下にありましており、高山の市街地から〇〇方面へ向かいますと〇〇橋を渡りまして、〇〇振興会に入りますけれども、渡ってすぐ左に曲
事務局	

	<p>がりまして、右側の方が申請地になっております。配置図は右にありますとおり、資材置場というふうに書かれておりますけれども、昨年の12月に4条許可を受けてロール置場にされているところでありまして、その部分では不足するというので、今回追加で申請地を譲り受けて、ここをロール置場として利用したいということで申請が出ております。青で囲まれた部分が申請地になっておりますが、飛び地になっておりますけれども、現状いま見た目は一つになっております。ただ、真ん中を県道予定地の買収が入っております、こうした割れた形になっておりますが、2筆に今回300個のロールを置きたいということで申請が出ております。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>はい、「5-30-15」について、2名の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。                   はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11番、福田です。「5-30-15」について、現地調査の報告をいたします。9月20日に、私と永野委員、事務局、申請人立ち合いで、調査を行いました。</p> <p>場所は、いま説明がありましたとおり、〇〇小学校の近くにある〇〇橋のすぐ近くになります。昨年資材置き場で許可が出たところの隣接ということで、特に問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-15」について現地調査の報告がありました、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番、中嶋です。田んぼとしては道路からはちょっと低いのですか。</p>
福田委員	<p>現状は田ですよ。そこを埋め立てて資材置き場にしたいということです。</p>
議 長	<p>あの近辺は県の買収があつてから田は作ってないですよ。</p>
福田委員	<p>昨年までは、〇〇さんがWCSを植え付けていましたが、今年は植えてないですね。</p>
議 長	<p>はい、他に異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p><b>【異議なしとの声あり】</b></p>
議 長	<p>それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-15」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>次に3ページをお開きください。</p> <p>議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。9月分を事務局が説明いたします。</p>

事務局	<p>議案第 22 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 9 月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1 番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が 1 件の 2 筆で 2,158 平方メートル、畑はございません。詳細は 4 ページになります。これについては、先月のあっせん申出分で、あっせんが成立した分でございます。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区の新規が、田が 1 件の 2 筆で 2,286 平方メートル、畑はありません。再設定は、田が 1 件の 2 筆で 1,919 平方メートル、畑はありません。高山地区は新規設定が、田が 3 件の 9 筆で 7,404 平方メートル、畑が 8 件の 15 筆で 27,252 平方メートル、再設定が、田が 4 件の 8 筆で 13,612 平方メートル、畑はございません。肝付町の合計が、田が 9 件の 21 筆で 25,221 平方メートル、畑が 8 件の 15 筆で 27,252 平方メートル、田、畑合わせて合計で、17 件の 36 筆で 52,473 平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が 5 ページ、高山地区が 6 ページに掲載してございますのでお目通しください。</p> <p>以上、よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、それでは 4 ページを開けてください。所有権移転が 1 件あります。まずはお目通しをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは 1 番の所有権移転の 1 件について審議します。異議、意見等はありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、1 番の所有権移転の 1 件については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定につきまして、内之浦地区が 2 件、高山地区が 15 件あります。お目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、先ずは内之浦地区の 2 件の利用権設定の件から審議します。</p> <p>異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、内之浦地区の利用権設定案件の 2 件の申請については、提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の利用権設定の件について審議します。15 件ありますのでお目通しください。</p>
議 長	<p>それでは、審議しますが、高山地区の 11 番に福田委員の関係する新規の案件があります。議事参与の制限に当たりますので、福田委員の退席を求めます。</p> <p>【福田委員退席】</p>
議 長	<p>それでは、利用権設定の高山地区の 11 番の件について審議します。異議意見等ありませんか。</p>
	<p>【なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の 11 番の利用権設定については、提案通り許可することに決定しました。（福田委員～入室・着席）</p> <p>引き続きお目通しください。</p> <p>それでは、高山地区の 11 番を除くその他の 14 件について、一括し審議します。</p>

議 長	異議意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、高山地区の 11 番を除くその他の 14 件の利用権設定案件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。7 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」7 件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。</p>
議 長	合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、8 ページをお開きください。報告・協議、2 番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 11 件あります。あっせん委員を選任したいと思います。まず、「あ-30-20」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-20」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿屋市〇〇町〇〇 〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 田 1 筆 1,106 平方メートル</p> <p>あっせんの種類 貸付希望</p> <p>希望価格については、10 アール当り 10,000 円で、希望期間が 10 年です。</p> <p>場所につきましては、〇〇高山店から西へ 600 メートルの所を左折し、200 メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-20」のあっせん委員について、地区担当委員の中村委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-21」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-21」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が新富地区の字松崎・四十割周辺と前田地区の下住周辺の田を 5 ヘクタール程度借り受けたいとの希望です。</p> <p>借受希望価格は 10 アール当り 10,000 円で、希望期間が 5 年からということです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-21」のあっせん委員について、新富地区を白田委員と富永委員に前田地区を中村委員と私鶴岡でお願いします。</p> <p>つづきまして、9 ページお開きください。「あ-30-22」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	「あ-30-22」について説明いたします。

事務局	<p>申出人が 肝付町野崎〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番 外3筆</p> <p>地目・面積は 田が4筆で2,544平方メートル</p> <p>あっせんの種類 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、貸付期間が10年です。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇地区へ向かい、〇〇館を過ぎ、坂を下ったところから100メートルほど行った所を右折いたします。そこから、400メートルほど行った所になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-22」のあっせん委員について、地区担当委員の坂口委員と内倉委員にお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-23」と、次ページの「あ-30-24」については、申請人が姉妹の方で、場所が近隣になりますので、同時に事務局に説明を求めます。</p>
事務局  事務局	<p>それでは説明いたします。まず、「あ-30-23」ですが、申出人が、肝付町宮下〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番</p> <p>地目・面積は 田が1筆425平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類 譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>つづきまして、「あ-30-24」ですが、申出人が、肝付町宮下〇〇〇番地〇の〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字〇〇 〇〇〇番 外4筆</p> <p>地目・面積は 田が5筆計4,420平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>この分につきましては、秋作転作のため、来年の3月以降の引き渡しになります。</p> <p>場所につきましては、「あ-30-23」が、役場から〇〇地区に向かいますと、〇〇がございしますが、ここから80メートルほどの所を左折いたします。約460メートル行った所になります。また、「あ-30-24」の方が、後田〇〇の田ですが、ひとつ前の、あ-30-23でご説明した所の隣接地になります。ここから、北へ350メートルほどの所に宮下字〇〇の田が、ここから南西の位置に宮下字〇〇の田、後田字〇〇の田については、〇〇高山店から境川へ向かい、川の手前を南へ170メートルほどのところになります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-23と24」のあっせん委員について、地区担当委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に10ページ、「あ-30-25」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-25」について説明いたします。</p> <p>申出人が 霧島市〇〇町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番 外3筆</p> <p>地目・面積は 田 4筆計2,019平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で希望価格については10アール当り150,000円となっています。場所につきましては、〇〇地区へ向かう旧県道と〇〇との交差点から</p>

事務局	西へ100メートル、南へ150メートルの所になります。 以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-30-25」のあっせん委員について、地区担当委員の富永委員と白田委員をお願いいたします。 つづきまして、11ページをお開きください。 次に「あ-30-26」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-26」について説明いたします。 申出人が 肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町前田字〇〇 〇〇〇番 外1筆 地目・面積は 田が3筆計3,602平方メートルです。 あっせんの種類が譲渡希望で希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇幼稚園から東へ200メートルの所に、後田〇〇の田が、ここから東へ300メートル、北へ500メートルほどの所に前田〇〇の田と、なっております。 以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-30-26」のあっせん委員について、地区担当委員の永野委員と福田委員をお願いいたします。 次に「あ-30-27」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-27」について説明いたします。 申出人が 鹿屋市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番 外6筆 地目・面積は 田が7筆計5,767平方メートルです。 あっせんの種類が譲渡希望で希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇小学校から東へ150メートルの所に字〇〇の田が、ここからさらに150メートルの所に字〇〇の田、ここから南へ50メートルほどの所に字〇〇の田となっております。また、〇〇分団の詰所から南西に100メートルほどの所に字〇〇の田となっています。 以上、よろしく願いいたします。
議長	それでは「あ-30-27」のあっせん委員について、地区担当委員の福田委員と永野委員をお願いいたします。 次に「あ-30-28」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-30-28」について説明いたします。 申出人が 鹿屋市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が 肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番 外2筆 地目・面積は 田が3筆計5,445平方メートルです。 あっせんの種類が譲渡希望で希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇小学校から東へ150メートル、南へ50メートルほどの所に字〇〇の田が、〇〇分団詰所から南へ200メートルほどの所に字〇〇の田、さらに南へ500メートルほどの所から西へ100メートルほどの所に字〇〇の田となっております。 以上、よろしく願いいたします。



議 長	<p>それでは「あ-30-28」のあっせん委員についても、地区担当委員の福田委員と永野委員にお願いいたします。</p> <p>次に「あ-30-29」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-29」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が新富地区の字四十割・松崎・立野周辺の田を借り受けたいとの希望です。</p> <p>借受希望価格は10アール当たり10,000円で、借受希望期間や面積は特に限定されておられません。</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-29」のあっせん委員についてですが、地区担当委員の白田委員と富永委員にお願いいたします。 はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>6番、中村です。 このあっせんについて補足します。先日、このあっせん申出人から私の方に、申出希望地を前田地区も追加してほしいとのことでしたのでお願いします。なお、申出人の方は若い担い手で頑張っている方です。</p>
議 長	<p>はい、只今、補足がありました。申出希望地に前田地区が追加になりますので、あっせん委員の方はよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、次に「あ-30-30」について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>「あ-30-30」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇 外1筆 地目・面積は 田が2筆計2,987平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で希望価格については10アール当たり250,000円となっています。</p> <p>場所につきましては、役場から向かいますと〇〇振興会にあります〇〇商店さんから、左折し150メートルほどの所に〇〇〇-〇、ここを左折し300メートルほどの所に〇〇〇-〇となっております</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-30」のあっせん委員についてですが、地区担当委員の坂口委員と内倉委員にお願いいたします。</p> <p>以上であっせん申出関係を終わります。</p> <p>次に報告・協議、3番の農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残し等であります。14ページから16ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望の未成立分と本日の新規分を載せております。</p> <p>成立の報告があったものにつきましては、随時抜いておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。なお、未成立分は条件の悪いところの農地が残っているようですが、あっせん委員の方は、まだ成立していない農地も参考にしながら、あっせんが成立するようよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。</p>

議 長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	無いようですので、つづきましてその他に移ります。委員の皆様から何かありませんか。 無いようですが、事務局から何かありますか。            はい、事務局。
事務局	事務局から連絡します。 現在、農地を貸したい、借りたい総点検活動のアンケート調査を行って頂いておりますが、提出いただいた分が約 50 パーセント程度と見込まれます。このようなことから来月、農地利用最適化推進の班会議を行いたいと考えます。それぞれの班で区域のアンケート調査結果の中間的な協議を行っていただき、それぞれの意向のマッチングにつなげていければと思いますのでよろしく申し上げます。 以上です。
議 長	他に何かありませんか。
	「なしという声あり」
議 長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、10月25日(木曜日)午前9時からの予定ですのでよろしくお願いいたします。 以上で、9月の定例総会を閉会いたします。

<午前 10 時 45 時分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成 30 年 9 月 25 日

肝付町農業委員会

会 長    鶴岡 和喜

委 員    福田 智浩

委 員    中西 政治